

第4章

介護保険制度によるサービス

第1節 第5期介護保険事業計画の位置づけ

1. 第5期介護保険事業計画について

第5期介護保険事業計画は、第3期、第4期計画の延長線上に位置づけられ、国の第5期介護保険事業計画の基本指針では「第3期計画策定時に定めた平成26年度までの目標達成に向けて、また、その基本的な考え方に基づき、継続的かつ着実に取り組むことが重要である」とされています。

このように第5期介護保険事業計画は、平成26年度までの目標を達成する仕上げの計画となります。

「高齢者の保健と福祉に関する調査」結果においては、「自宅で生活を続けたい」と回答した人は、一般高齢者は66.9%、居宅サービス利用者は82.3%と多くの高齢者が在宅生活の継続を望んでいます。

第5期介護保険事業計画は、こうした区民のニーズを踏まえ、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、高齢者のニーズに応じて医療、介護、予防、すまい、生活支援サービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステムの確立」を基本的な考え方とし、高齢者保健福祉計画と一体的に策定します。

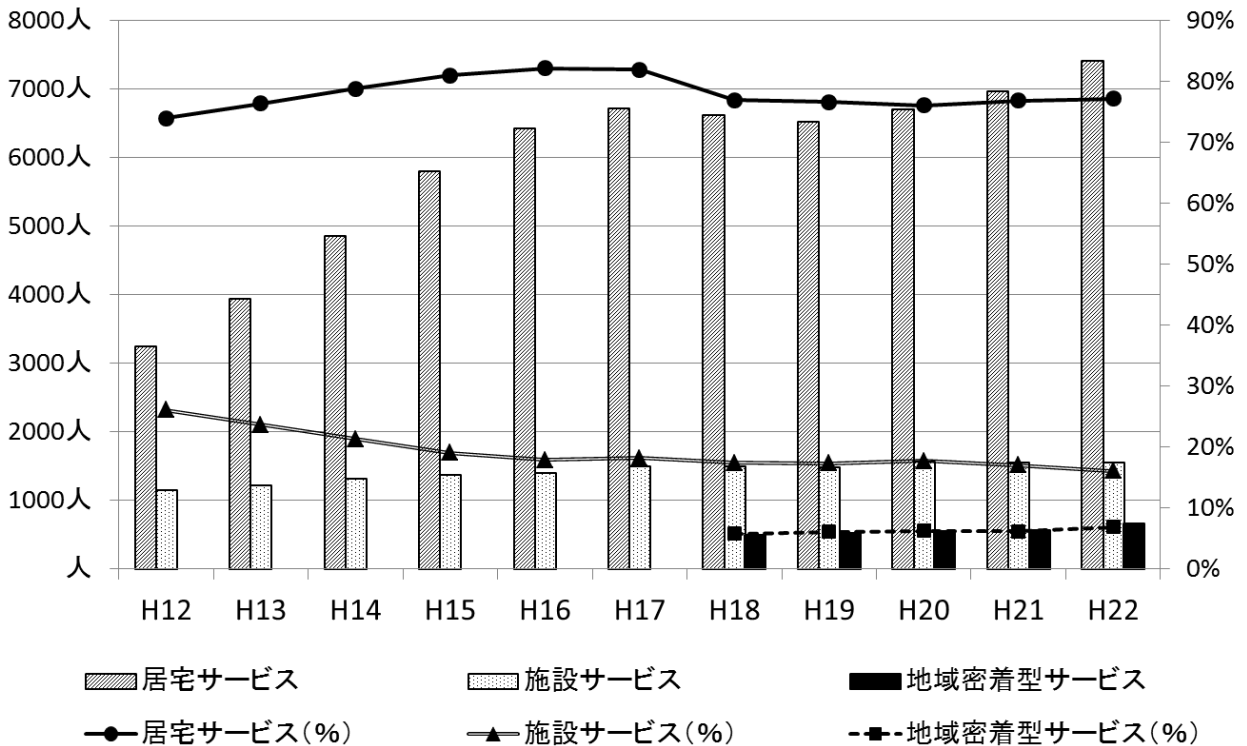
また、今計画は、高齢化のピークを迎える時期までに、高齢者が地域で安心して暮らせる「地域包括ケアシステムの確立」を明確な目標とし、地域包括ケアの中心サービスである介護保険サービスの在宅サービス、地域密着型サービスの充実を目指す計画と位置付けて策定します。

第2節 介護サービスの利用状況

1. サービス利用者の推移

居宅サービス利用者数は、平成12年度末から平成17年度末までに約2倍に増加しました。平成18年度以降は一旦減少していますが、これは介護保険法の改正により平成18年4月に創設された地域密着型サービスに移行したためです。その後居宅サービス利用者数は増加を続け、施設サービス利用者数は、平成12年度末から微増傾向にありましたが、平成17年度以降、ほぼ横ばいで推移しています。地域密着型サービスは、居宅サービスから移行された、認知症対応型通所介護（認知症デイサービス）、認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）に加え、平成18年4月に創設された小規模多機能型居宅介護と夜間対応型訪問介護等の利用者となっています。

〔居宅・施設・地域密着型サービス別利用者の推移〕



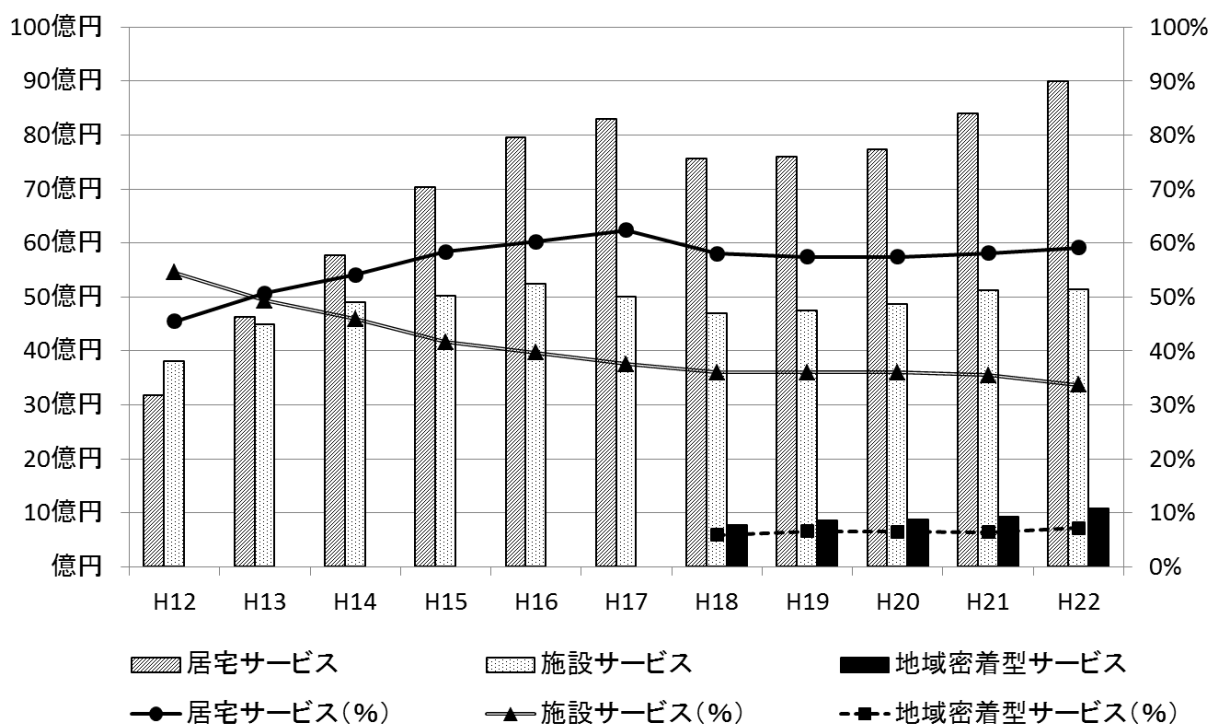
(介護保険事業状況報告システム 各年度末現在)

2. 居宅・施設・地域密着型サービス別給付費の推移

給付費の推移は、制度開始から増加し続けていた居宅サービス費が、平成 18 年度に一旦減少しています。これは、介護保険法の改正により平成 18 年 4 月に創設された地域密着型サービスに移行したためで、その後は増加傾向に戻っています。

施設サービス費の平成 17 年度以降の減少は、平成 17 年 10 月の制度改正により居住費・食費の自己負担化によるものです。

〔 居宅・施設・地域密着型サービス別給付費の推移 〕



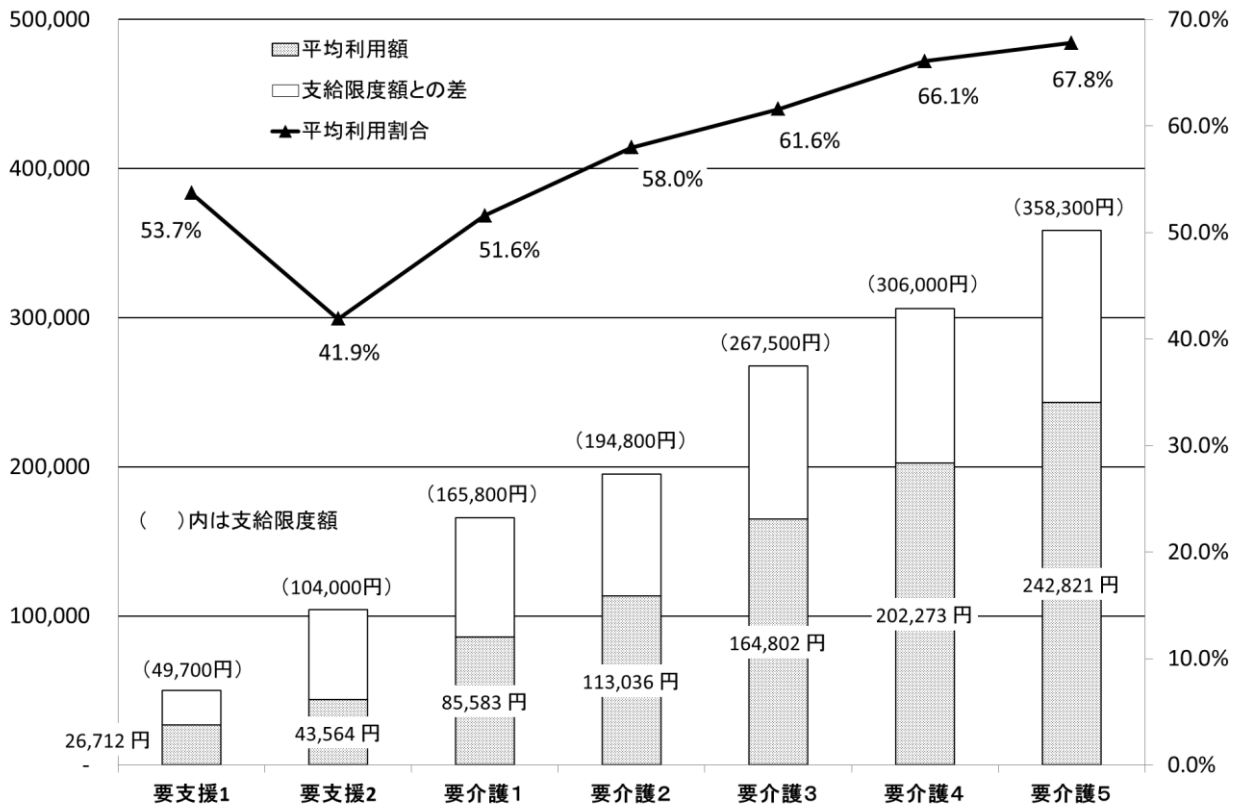
(介護保険事業状況報告システム)

※各年度末実績

3. 居宅サービスの平均利用額

居宅サービスの一人当たり平均利用額は、要介護度が重度化するに従って増えていきます。支給限度額に対する平均利用割合も、重度の方は、より限度額近くまでサービスを利用しているという傾向が見られます。

〔 居宅サービスの平均利用額 〕

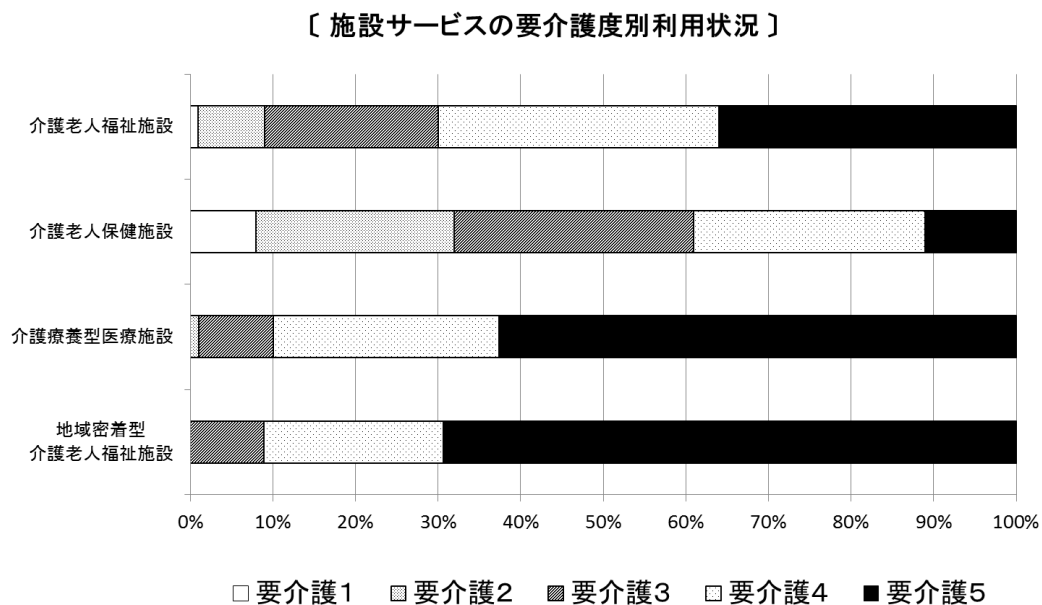
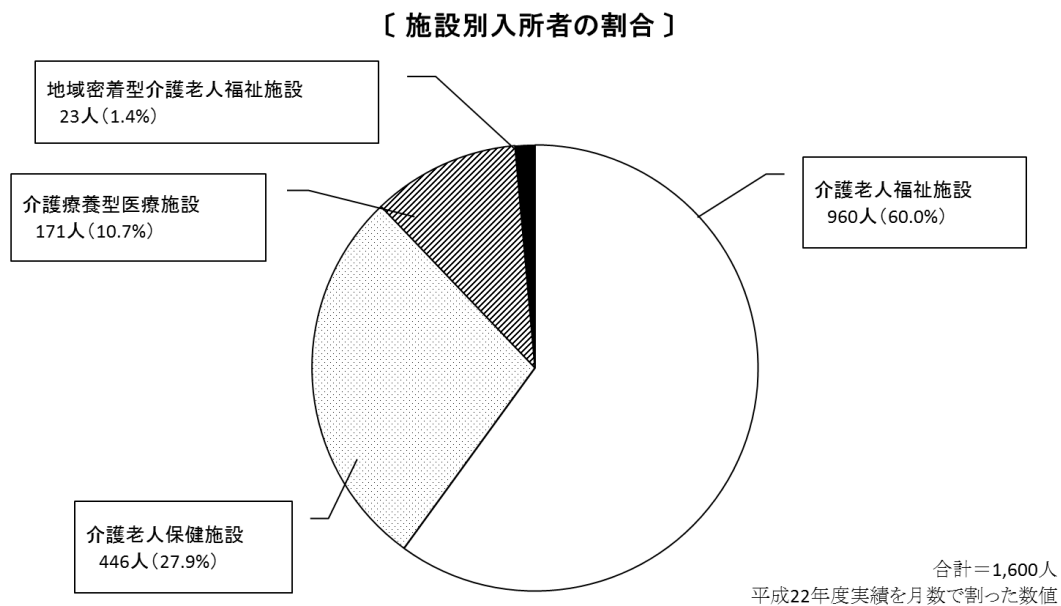


平成22年度分（東京都介護給付実績分析システム）

4. 施設サービスの種類別利用人数

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の利用者が最も多く全体の約6割を占め、介護老人保健施設（老人保健施設）が約3割、介護療養型医療施設（療養病床等）が約1割となっています。

利用者を要介護度別に見ると、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）及び介護療養型医療施設（療養病床等）では、要介護4及び5の重度の方の利用割合が多くなっています。一方、介護老人保健施設（老人保健施設）では、要介護2及び3といった中度の方の利用割合が多くなっています。



第3節 介護保険サービスの利用見込み

1. 総費用推計の考え方

第5期計画は、第3期計画の策定に際して設定した平成27(2015)年の目標に至る最終段階となります。そのため、第3期計画策定の際に設定した平成26年度までの目標値を基礎としつつ、直近の現状を踏まえた人口推計を行い、要介護等認定者の出現数を推計しました。これらをもとに各介護保険サービスの平成24年度から平成26年度までの3年間に要する経費を推計します。

(1) 地域包括ケア推進の観点からの在宅サービスの充実

第5期介護保険事業計画の理念として「地域包括ケアシステムの確立」が掲げられていることは、これまでも述べたとおりです。新宿区は、地域包括ケア推進の観点から、小規模多機能型居宅介護や、認知症高齢者グループホーム（認知症対応型共同生活介護）といった「地域密着型サービス」を充実させます。

また、今計画においては、区民ニーズに対して不足しているショートステイ（短期入所生活介護）について、これまでの特別養護老人ホーム併設型ではなく、公有地を活用した単独型として整備を進めるなど、介護者の負担を軽減する側面からも在宅生活を支援します。

次に、第5期から創設されるサービスとして、24時間体制でサービスを提供する「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」を整備します。これは、平成22年度に実施した「高齢者の保険と福祉に関する調査」からニーズが明らかになったものです。具体的には、居宅サービス利用者調査において「今後新たに利用してみたいサービス」は「24時間地域巡回型訪問サービス」であると回答した人が最も多かった(27.2%)ことや、一般高齢者調査において「自宅で暮らし続けるために必要なもの」は、「安心して住み続けられる住まい」(74.5%)に次いで「必要なときに訪問してくれる介護・看護サービス」(67.7%)と回答した人が多かったという結果を反映したものです。同時に「複合型サービス」が創設されますが、利用者のニーズや参入事業者が期待できないため、このサービスの整備は行いません。

(2) 地域密着型サービスの基盤整備目標

「地域密着型サービス」は、各区市町村が独自に整備することができる介護保険サービスであるため、今後の地域包括ケア推進の中心になると考えられます。新宿区では、第5期計画において、次のように整備を進めます。

「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」については、平成 23 年度に実施する「24 時間対応の定期巡回・随時対応サービス事業」モデル事業を参考に、3 つの基盤整備圏域（東、中央、西 ※第 1 章 第 3 節参照）に各 1 事業所を整備します。

現在、「小規模多機能型居宅介護」については、中央基盤整備圏域にのみ 3 か所が整備されています。この地域差を解消するため、公有地活用等により新たな 6 か所を加え、合計 9 か所の整備を目指します。

「認知症高齢者グループホーム」は、現在各圏域に 7 か所が整備されています。公有地活用等により新たに 4 か所を加え、合計 11 か所の整備を目指します。

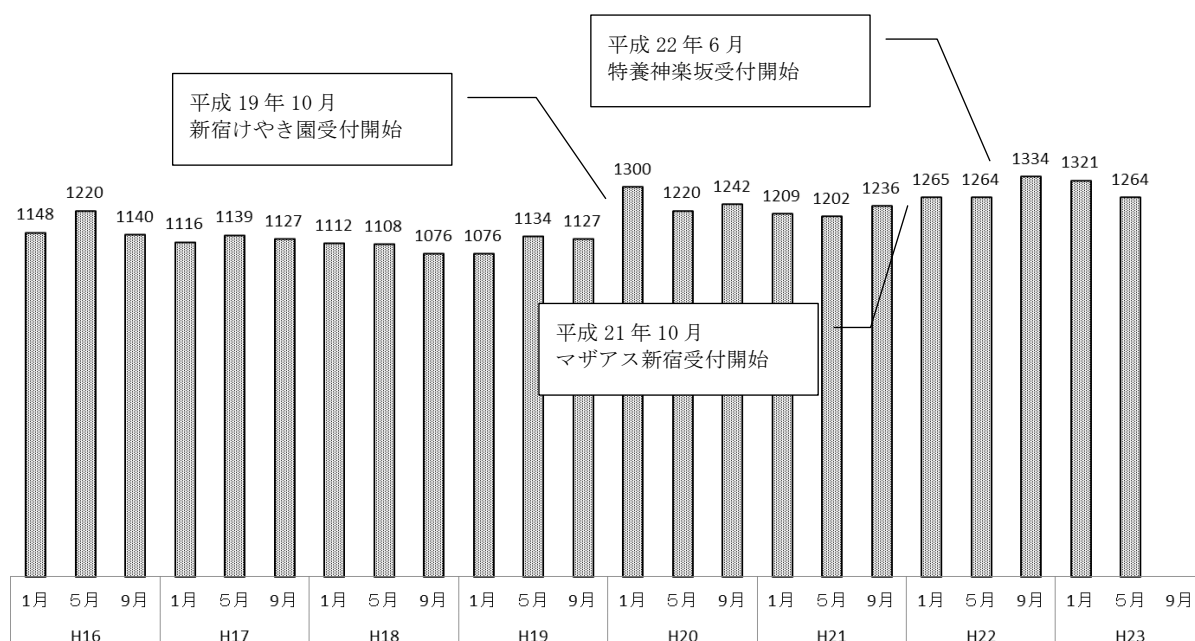
（3）特別養護老人ホームの整備方針

平成 23 年 5 月末日現在、新宿区内には 1,264 人の方が「入所待機者」として特別養護老人ホームの利用申請をしています。この数は、特別養護老人ホームが新設される時期に合わせて待機者が増加するという傾向を示しています。

また、平成 23 年度に国の研究機関が行った調査では、「即入居必要な人は 1 割」「将来への不安からとりあえず申し込む人が多い」と報告されていることなどから、各保険者が地域の待機者の実態を把握することが急務といえます。

新宿区は平成 23 年度、特別養護老人ホームにおける待機者の実態等に関する調査研究事業として、学識経験者、特別養護老人ホーム管理者、特別養護老人ホーム入所相談担当者、ケアマネジャー、高齢者総合相談センター管理者で構成する検討会と全待機者・全施設に対するアンケート調査などを実施し、その結果に基づき今後の方向性を検討します。

〔 特別養護老人ホーム入所待機者数の推移 〕



2. サービス類型ごとの利用見込み

地域密着型サービス、居宅サービス、施設サービスの3つのサービス類型ごとに利用量を見込みます。

1. 地域密着型サービスの利用見込み

(1) 新設サービス

① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

平成 24 年 4 月に創設されるサービスで、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行います。

国は、「単身・重度の要介護者であっても、在宅を中心とする住み慣れた地域で、尊厳と個別性が尊重された生活を継続することができるような、地域包括ケアのしくみを支える基礎的なサービスとして位置づけられる」としています。

3 つの基盤整備圏域（東、中央、西）に各 1 事業所を整備し、「24 時間対応の定期巡回・随時対応サービス事業」モデル事業（平成 23 年度実施）を参考に利用者を見込みます。

(人/月)	第 5 期		
	H24 年度	H25 年度	H26 年度
見込量		作業中	

② 複合型サービス

「複合型サービス」については、利用者のニーズや参入事業者が期待できないため、このサービスの整備は行いません。よって、本計画ではこのサービスの利用者は見込みません。

(2) 既設サービス

① 夜間対応型訪問介護

夜間の定期巡回による訪問介護と通報による随時対応を合わせたサービスです。このサービスは平成18年4月に創設されたもので、区内にある1カ所の事業所は、平成19年2月より事業を開始しています。現在の利用者は75人となっています(平成23年4月実績)。

このサービスの利用者は、他の居宅サービス利用者比べて、要介護4及び5の重度の方が多く利用していますので、今後も重度の方が多く利用すると見込みます。

(人/月)	第4期			(人/月)	第5期		
	H21年度	H22年度	H23年度		H24年度	H25年度	H26年度
見込量				見込量			
実績							
割合							

② 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護(認知症デイサービス)

通所により認知症の方を対象に、食事、入浴、レクリエーションを行うサービスです。現在17カ所の事業所が開設しており、利用者は405人となっています(平成23年4月実績)。

このサービスについては、過去の実績と今後の認知症高齢者の増加を勘案し利用者を見込みます。

(回/年)	第4期			(回/年)	第5期		
	H21年度	H22年度	H23年度		H24年度	H25年度	H26年度
見込量				見込量			
実績							
割合							
予 防	見込量			予 防	見込量		
	実績						
	割合						
介 護	見込量			介 護	見込量		
	実績						
	割合						

③ 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

事業所への「通い」を中心として、利用者の状態や希望に応じて、「訪問」や「泊まり」を組み合わせて提供するサービスです。どのサービスを利用しても、同一の

職員によるサービス提供が受けられます。

このサービスは平成 18 年 4 月に創設されたもので、現在区内には 3 カ所の事業所が開設しており、利用者は 63 人です（平成 23 年 4 月実績）。

このサービスについては、過去の実績を勘案し、区内の事業所が開設されることによる新たな利用者増分を加えて見込みます。

(人/月)		第 4 期			(人/月)		第 5 期		
		H21 年度	H22 年度	H23 年度			H24 年度	H25 年度	H26 年度
見込量					見込量				
実績					見込量				
割合					見込量				
予防	見込量				予防	見込量			
	実績					見込量			
	割合					見込量			
介護	見込量				介護	見込量			
	実績					見込量			
	割合					見込量			

④ 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

(認知症高齢者グループホーム)

認知症の方が 5～9 人で共同生活し、家庭的な雰囲気の中で、食事や入浴などの生活支援を受けるサービスです。

現在区内には 7 か所の事業所が開設しており、利用者は 130 人です（平成 23 年 4 月実績）。このサービスの利用者は、区内の事業所が新たに開設されることによる利用者増分を加えて見込みます。

(人/月)		第 4 期			(人/月)		第 5 期		
		H21 年度	H22 年度	H23 年度			H24 年度	H25 年度	H26 年度
見込量					見込量				
実績					見込量				
割合					見込量				
予防	見込量				予防	見込量			
	実績					見込量			
	割合					見込量			
介護	見込量				介護	見込量			
	実績					見込量			
	割合					見込量			

⑤ 地域密着型特定施設入居者生活介護

定員が 29 人以下の介護専用型の有料老人ホーム等です。

このサービスは、区内で 1 か所の事業所（定員 14 人）が、平成 18 年 11 月より事業を開始し、現在の利用者は 11 人となっています（平成 23 年 4 月実績）。

このサービスは、小規模で、かつ、要介護認定者専用という施設の特性などから、区内での新たな事業展開は難しいと考えられるので、第 5 期計画において、既存事業所の利用者以外に新たなサービスの利用は見込みません。

(人/月)	第 4 期			(人/月)	第 5 期		
	H21 年度	H22 年度	H23 年度		H24 年度	H25 年度	H26 年度
見込量				見込量			
実績							
割合							

⑥ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模特別養護老人ホーム）

定員が 29 人以下の小規模の特別養護老人ホームです。

このサービスは、区内で 1 か所の事業所が、平成 22 年 5 月より事業を開始し、現在の利用者は 29 人となっています（平成 23 年 4 月実績）。

今後の小規模特別養護老人ホームの区内での事業展開については、用地確保や施設運営等にかかる高コストなど、事業所参入の障壁は高いと考えられます。このため、第 5 期計画において、既存事業所の利用者以外に新たなサービスの利用は見込みません。

(人/月)	第 4 期			(人/月)	第 5 期		
	H21 年度	H22 年度	H23 年度		H24 年度	H25 年度	H26 年度
見込量				見込量			
実績							
割合							

2. 居宅サービスの利用見込み

第5期計画の居宅サービスは、過去の利用実績に基づき、これに利用者の利用意向や対象者数、介護保険サービス提供事業者の動向などを考慮し見込みます。

短期入所生活介護については、現在のサービス利用者に、西基盤整備圏域に1か所の事業所が開設することによる新たな利用者増分を加えて見込みます。

① 訪問、通所、短期入所、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、住宅改修

〔訪問介護〕（ホームヘルプサービス）

(人、回/年)		第4期			(人、回/年)		第5期			
		H21年度	H22年度	H23年度			H24年度	H25年度	H26年度	
予 防	見込(人)				予 防	見込(人)				
	実績					介 護	見込(回)			
	割合									
介 護	見込(回)									
	実績									
	割合									

〔訪問入浴介護〕

(回/年)		第4期			(回/年)		第5期			
		H21年度	H22年度	H23年度			H24年度	H25年度	H26年度	
見込量					見込量					
実績					見込量					
割合					見込量					
予 防	見込量				予 防	見込量				
	実績					介 護	見込量			
	割合									
介 護	見込量									
	実績									
	割合									

(この他の居宅サービスについては、現在推計作業中のため省略)

② 特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム等に入居して、食事、入浴など日常生活の支援を受けるサービスです。

このサービスの利用者は、制度開始から伸び続け、平成 18 年度に 407 人だった利用者は、平成 22 年度に 814 人と倍増しました。しかし、区内の介護保険サービス提供事業所を利用している利用者はそのうち 141 人と 2 割に満たず、多くの区民が区外の事業所を利用しています。

全国的に新たな事業所の展開が積極的に行われていることから、平成 26 年度まではサービス利用者数について、一定の伸びが続くと見込みます。

(回/年)		第 4 期			(回/年)		第 5 期		
		H21 年度	H22 年度	H23 年度			H24 年度	H25 年度	H26 年度
見込量					見込量				
実績					見込量				
割合					見込量				
予 防	見込量				予 防	見込量			
	実績					見込量			
	割合					見込量			
介 護	見込量				介 護	見込量			
	実績					見込量			
	割合					見込量			

3. 施設サービスの利用見込み

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の整備については、平成 23 年度に実施した入所待機者実態調査に基づき、計画を策定します。

介護老人保健施設については、今後も認定者数の増加に応じた利用者数の増加を見込みます。

介護療養型医療施設については、これまで平成 23 年度末に老人保健施設や特別養護老人ホームなどの介護施設等に転換し、廃止されることになっていました。しかし、この転換が進んでいない現状から法改正が行われ、現存するものについては 6 年間転換期間を延長することになりました。このため、第 5 期計画中は、認定者数の増加に応じた利用者数の増加を見込みます。

区内における介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）及び介護老人保健施設（老人保健施設）の整備ベッド数（累計）は、次のとおりです。

○介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

単位：床	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
区内施設のベッド数	451			
区外における建設助成ベッド数	503			
合 計	954			

※地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模特別養護老人ホーム）29 人を含めると、合計 983 人となる。

○介護老人保健施設（老人保健施設）

単位：床	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
区内施設のベッド数	260	260	260	260

※第 5 期介護保険事業計画期間中の整備予定はない。

○介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

(人/月)	第4期			(人/月)	第5期		
	H21年度	H22年度	H23年度		H24年度	H25年度	H26年度
見込量				見込量			
実績							
割合							

※介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）は、要介護1～5の方がサービスの対象。要支援1及び2の方はサービスの対象外。

○介護老人保健施設（老人保健施設）

(人/月)	第4期			(人/月)	第5期		
	H21年度	H22年度	H23年度		H24年度	H25年度	H26年度
見込量				見込量			
実績							
割合							

※介護老人保健施設（老人保健施設）は、要介護1～5の方がサービスの対象。要支援1及び2の方はサービスの対象外。

○介護療養型医療施設

(人/月)	第4期			(人/月)	第5期		
	H21年度	H22年度	H23年度		H24年度	H25年度	H26年度
見込量				見込量			
実績							
割合							

※介護療養型医療施設は、要介護1～5の方がサービスの対象。要支援1及び2の方はサービスの対象外。

第4節 地域支援事業

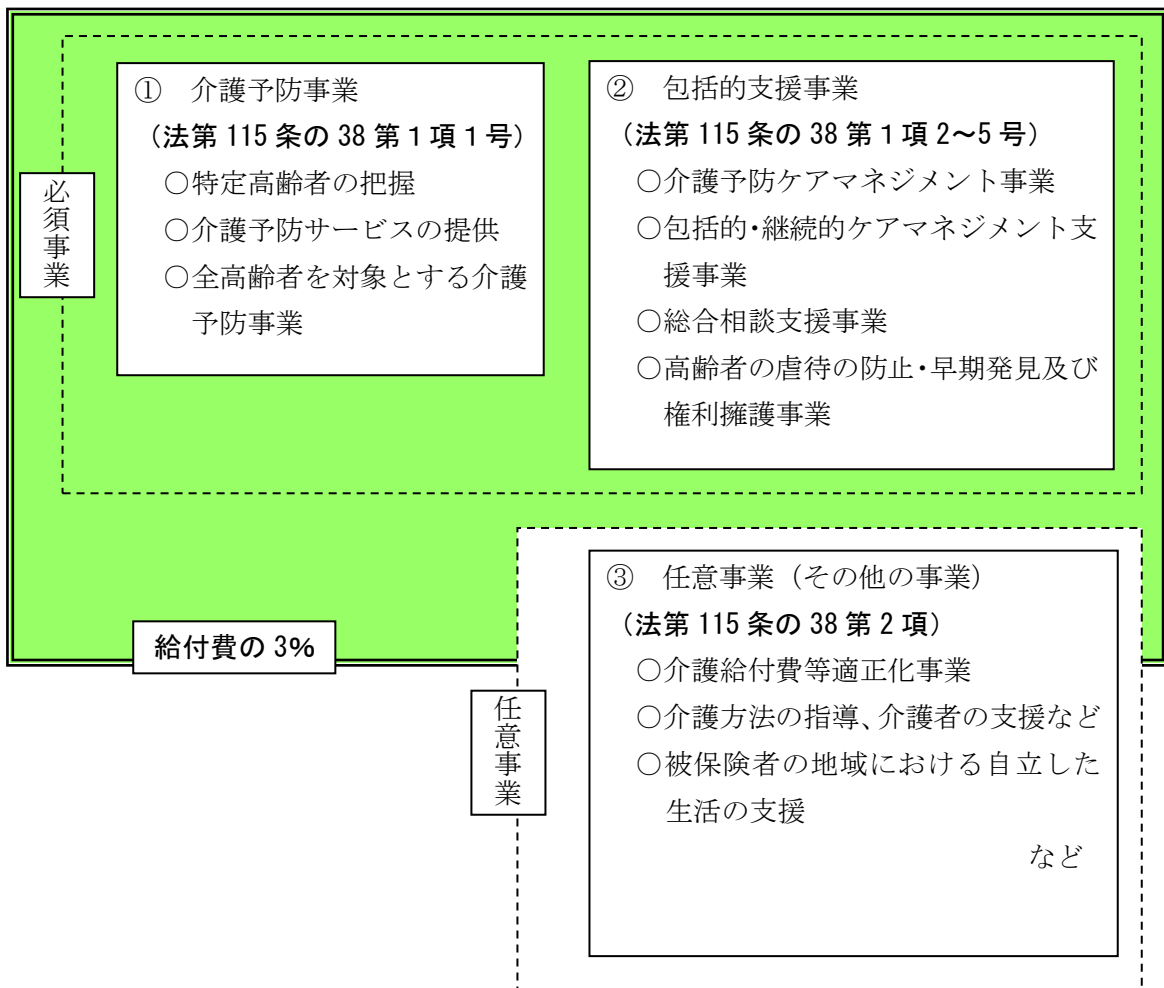
1. 地域支援事業の構成

要支援・要介護状態になる前からの介護予防を推進するとともに、地域における包括的・継続的ケアマネジメントを強化する観点から、区が主体となって地域支援事業を実施します。

地域支援事業は、下図のとおり①介護予防事業、②包括的支援事業、③任意事業の3事業で構成されます。

①、②は必須事業として、区が実施することが法により定められています。③は任意事業として、区が必要に応じて実施する事業です。

〔地域支援事業の構成〕



2. 地域支援事業の財源

地域支援事業に要する経費は、政令により給付見込額の3%が上限とされ、この金額をもとに交付金が交付されます。この上限を超える事業を行う場合には、区の一般事業として実施していきます。

給付見込額の3%に相当する部分の、①介護予防事業については、第1号保険料、第2号保険料、公費で構成されますが、②包括的支援事業と③任意事業については、第1号保険料と公費で構成されます。

3. 地域支援事業の見込み

(作業中)

4. 地域支援事業の規模

(作業中)

第5節 第1号被保険者の保険料

1. 給付と負担の関係

65歳以上の介護保険料（第1号保険料）は、区市町村（保険者）ごとに決められ、額は、その区市町村の被保険者が利用する介護保険サービスの水準を反映した金額になります。

従って、区の介護保険料は、介護保険事業計画期間中の介護保険サービスの利用見込量に応じたものとなります。介護保険サービスの利用量が増加すれば保険料は上がり、利用量が減れば下がることになります。

2. 第5期介護保険料について

（作業中）

3. 第5期の保険料段階について

（作業中）

第6節 低所得者への対応

1. 特定入所者介護（予防）サービス費

居住費・食費が低所得者の方に過重な負担とならないよう、所得に応じた利用者負担限度額を設け、その限度額を超える差額を特定入所者介護（予防）サービス費として保険給付します。

〔利用者負担段階と特定入所者介護（予防）サービス費〕

単位：月額

利用者負担段階	対象者	食費			居住費			
		基準額	負担限度額	特定入所者介護（支援）サービス費	基準額		負担限度額	特定入所者介護（支援）サービス費
第1段階	生活保護受給者または、世帯全員が住民税非課税で本人が老齢福祉年金受給者	4.2万円	1.0万円	3.2万円	ユニット型個室	6.0万円	2.5万円	3.5万円
					ユニット型準個室	5.0万円	1.5万円	3.5万円
					従来型個室※	①3.5万円 ②5.0万円	①1.0万円 ②1.5万円	①2.5万円 ②3.5万円
					多床室	1.0万円	0万円	1.0万円
第2段階	世帯全員が住民税非課税であり、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円/年以下の方	4.2万円	1.2万円	3.0万円	ユニット型個室	6.0万円	2.5万円	3.5万円
					ユニット型準個室	5.0万円	1.5万円	3.5万円
					従来型個室※	①3.5万円 ②5.0万円	①1.3万円 ②1.5万円	①2.2万円 ②3.5万円
					多床室	1.0万円	1.0万円	0万円
第3段階	世帯全員が住民税非課税であり、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円/年以上の方	4.2万円	2.0万円	2.2万円	ユニット型個室	6.0万円	5.0万円	1.0万円
					ユニット型準個室	5.0万円	4.0万円	1.0万円
					従来型個室※	①3.5万円 ②5.0万円	①2.5万円 ②4.0万円	①1.0万円 ②1.0万円
					多床室	1.0万円	1.0万円	0万円

※ ①は、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、短期入所生活介護の場合
②は、介護老人保健施設（老人保健施設）、介護療養型医療施設、短期入所療養介護の場合

2. 高額介護（予防）サービス費

1か月に受けた介護保険サービスの利用者負担の合計額が、所得に応じた上限額を超えた場合、その超えた費用を高額介護（予防）サービス費として支給していません。

〔高額介護（予防）サービス費〕

利用者負担段階	所得区分	上限額
第1段階	生活保護受給者または、世帯全員が住民税非課税で本人が老齢福祉年金受給者	個人で 15,000円
第2段階	世帯全員が住民税非課税であり、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円/年以下の方	個人で 15,000円
第3段階	世帯全員が住民税非課税であり、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円/年以上の方	世帯で 24,600円
第4段階	住民税世帯課税者	世帯で 37,200円

3. 高額医療合算介護（予防）サービス費

医療保険及び介護保険の自己負担の合計額が著しく高額になる場合に負担を軽減するため、限度額を設け、その限度額を超える差額を高額医療合算介護（予防）サービス費として保険給付します。

4. 社会福祉法人、介護保険サービス提供事業者による利用者負担軽減

生計が困難な方を対象に、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等の利用者負担減額を行います。

〔社会福祉法人、介護保険サービス提供事業者による利用者負担軽減〕

対象者	住民税世帯非課税で、下記の条件を全て満たす場合 ・年間収入が単身世帯で150万円（世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額）以下 ・預貯金等の額が単身世帯で.350万円（世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額）以下 ・自宅以外に土地・家屋等を所有していないこと ・負担能力のある親族等に扶養されていないこと ・介護保険料を滞納していないこと
減額割合	4分の1
本人負担	4分の3

※ 生活保護受給者または、世帯全員が住民税非課税で本人が老齢福祉年金受給者の場合は、本人負担は2分の1

5. 高齢者夫婦世帯等の居住費・食費の軽減

利用者負担段階第4段階の場合でも、高齢の夫婦ふたり暮らし世帯などで一方が介護保険施設の個室に入った場合に、在宅で生活される配偶者の合計所得金額と課税年金収入額の合計が年額80万円以下であり、預貯金等の資産が450万円以下となるなどの条件に該当する場合には、第3段階とみなして居住費・食費を引き下げます。

6. 旧措置入所者への対応

介護保険制度の施行以前から介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に入所していた方（旧措置入所者）に、平成12年4月1日からの5年間利用者負担が従前の費用徴収額を上回らないように、所得に応じて軽減措置を設けていました。この軽減措置を受けている方がまだ多数いたため、平成17年4月1日から、さらに5年間延長しています。また、平成17年10月から、居住費・食費の自己負担が導入されましたが、従前の費用徴収額を上回ることのないよう負担軽減措置を設けています。

7. 通所系サービスにおける食事費用助成

区の独自施策として、利用者負担第1段階から第3段階までの方（生計困難者に対する利用者負担軽減措置事業との併用不可）を対象に、区内通所サービス事業所を利用する場合、1食あたり200円の食事費用を助成します。

8. 高額介護（予防）サービス費の貸付

高額介護（予防）サービス費が支給されるまでの間や、特定福祉用具販売、住宅改修等のサービス利用の際は、一時的に多額の自己負担が生じることがあります。この場合、保険給付されるまでの間、資金の貸し付けを行います。

9. 境界層該当者への対応

介護保険制度においては、介護保険料や特定入所者介護（予防）サービス費の利用者負担限度額、高額介護（予防）サービス費の利用者負担上限額について、本来適用されるべき基準を適用すれば生活保護を必要とするが、それよりも低い基準を適用すれば生活保護を必要としない状態となる方（これを「境界層該当者」という）については、その低い基準を適用することとしています。